

IV 退職金

1 退職金制度の規定の状況及び形態

令和2年に県労働雇用課が実施した「長野県雇用環境等実態調査」によると、県内の退職金制度の規定のある事業所の割合は75.1%で、平成29年実施の前回調査時と比べ6.1ポイント上昇している。

規模別にみると、規模が大きいほど退職金制度の規定のある事業所の割合が高くなっており、300人以上規模では97.2%の事業所で退職金制度が定められている。

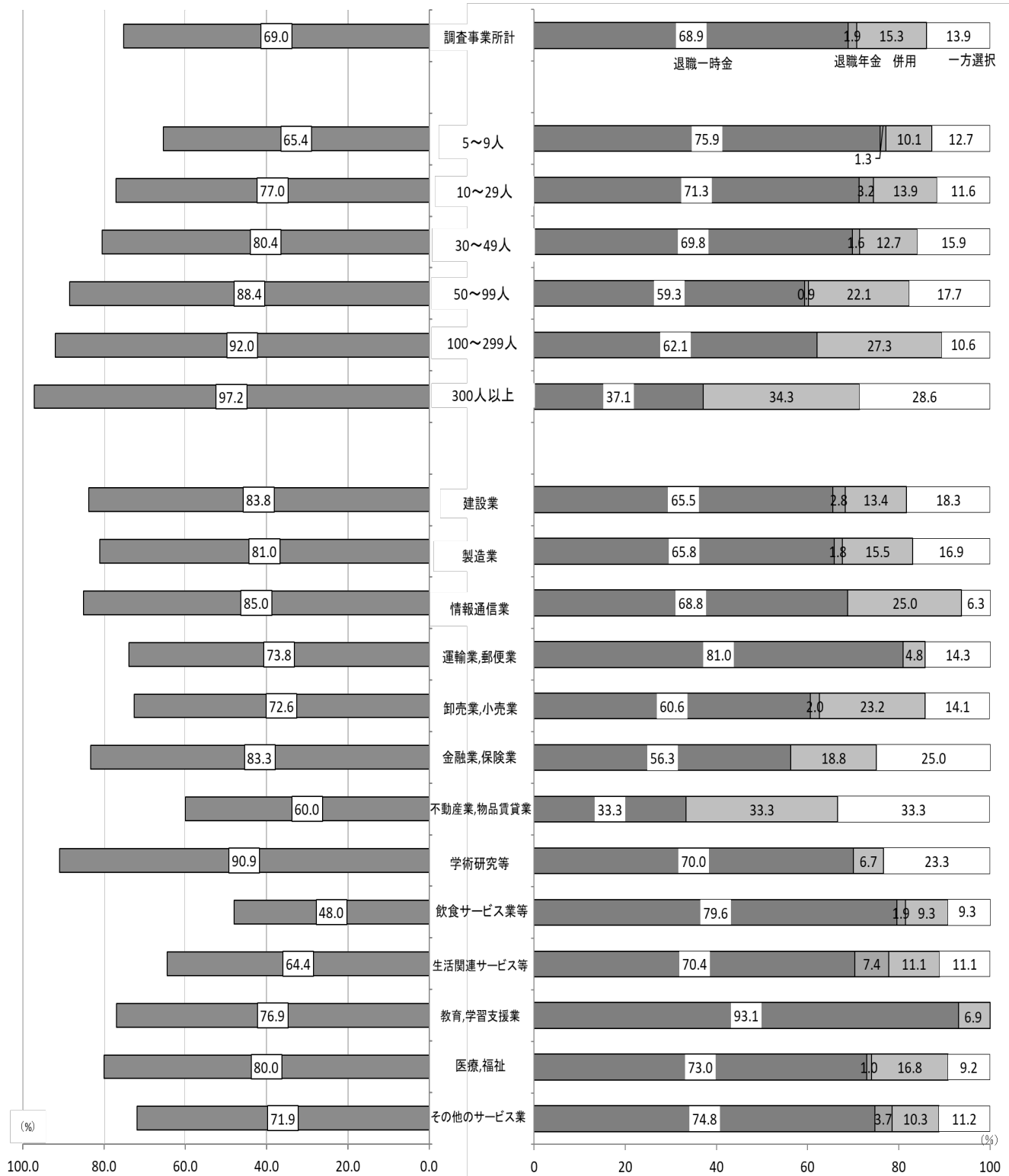
産業別にみると、退職金制度の規定のある事業所の割合は「学術研究，専門・技術サービス業」で90.9%と最も高く、「宿泊業，飲食サービス業」で48.0%と最も低くなっている。

退職金制度がある事業所の退職金支払い形態のうち、最も多いのは「退職一時金形態のみ」で、68.9%となっている。

これを規模別にみると、「退職一時金形態のみ」の占める割合は5～9人規模でもっとも高く75.9%、300人以上規模で最も低く37.1%となっている。一方、「一時金と年金の併用」の占める割合は5～9人規模で最も低く10.1%、300人以上規模で最も高く34.3%となっており、規模が大きくなるほど支払い形態に退職一時金のみを選択する事業所が減少し、一時金と年金の併用を選択する事業所が増加する傾向が見られる。

1) 退職金制度のある事業所 (長野県・令和2年)

2) 退職金制度の形態 (長野県・令和2年)



資料：「令和2年長野県雇用環境等実態調査」長野県労働雇用課